

平成29年5月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年5月10日(水)午後3時03分から午後4時34分まで

2 開催場所 大山町役場大山支所

3 出席委員 (25人)

会長	29番	中川 幸應		
委員	1番	尾崎 幹男	15番	高虫 秀樹
	3番	川上 英章	17番	田中 祥二
	4番	入江 英之	18番	尾古 礼隆
	5番	岡田 幸正	19番	片山 良孝
	6番	田中 喬	20番	高見 昌治
	7番	前田 繁昌	21番	岸本 耕二
	8番	岩波 宏承	23番	黒見 憲治
	9番	枝谷 凱之	24番	米澤 誠一
	10番	片桐 研二	25番	遠藤 幸子
	11番	原 祥二郎	26番	吹野 正幸
	12番	伊澤 卓司	27番	森田 信也
	13番	徳永 健	28番	遠藤 光則

4 欠席委員(4名)(2番 村上 茂夫、14番 大原 広巳、16番 馬田 雄一郎、
22番 笹津 文彦)

5 遅刻委員(2名)(9番 枝谷 凱之、17番 田中 祥二)

6 議事録署名委員の決定 (15番 高虫 秀樹、18番 尾古 礼隆)

7 会務報告(別紙)

8 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

9 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について

(3) その他

10 その他

(1) 定例会の日程について

(2) 農業委員、農地利用最適化推進委員の公募状況について

(3) その他

11 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

12 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長のご挨拶で始めていきたいと思えます。

議長 こんにちは。本日は農作業等、大変お忙しい中を5月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

先月の4月の26日の水曜日には、大山町農業委員会の6役会の会議が午後6時より開催されました。その協議事項としては、非農地予定地の判断、認定等についてということで協議検討をいたしました。以上、農業委員会6役会の会議の報告をさせていただきます。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

議長 本日の出席委員数の確認でございますが、16番委員さんが欠席でございます。22番委員さんも欠席でございます。それから2番委員さんも欠席でございます。14番委員さんも欠席ということで4名が欠席でございます。遅刻の方が2人いらっしゃいまして、9番委員さんと17番委員さん、2人がちょっと遅れるということでございます。従いまして、29名中23名の出席ということでございます。大山町農業委員会会議規則第2章第5条において、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことを、ここに宣言をいたします。

続きまして、3番の議事録署名委員の決定でございますが、15番委員さん、よろしくお願いをいたします。それから18番委員さん、よろしくお願いをいたします。

議長 それでは4番の会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をよろしくお願いたします。

事務局

【会務報告】

- (4月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (4月 7日) ・4月委員会案件現地調査について。
 - ・4月定例農業委員会について。
- (4月11日) ・農業委員、農地利用最適化推進委員公募開始について。
- (4月14日) ・市町村農業委員会職員新任者研修会について。
- (4月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (4月21日) ・大山町農業再生協議会幹事会について。
- (4月24日) ・人・農地市町村担当部課長、農業委員会事務局長会議について。
- (4月25日) ・第8回農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (4月26日) ・農業委員会6役会（非農地認定協議）について。

(4月27日) ・大山町農業再生協議会総会について。

今後の予定につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。会務報告が終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

議長

ないようですので、5番の議事日程に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

はい、失礼します。1ページをご覧下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号32番、土地の表示が〇〇〇〇△△△△、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さんで譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で全体で※万※千※百※拾※円と伺っております。続いて33番、表示が〇〇〇〇〇△△△△番地、譲渡人が〇〇△△△番地△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。番号34番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△△外2筆です。譲渡人が〇〇△△△番地△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地△、◇◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。続いて2ページ目です。番号35番、〇〇〇〇〇△△△△、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※※万円と伺っています。続いて36番、〇〇〇〇〇△△△△-△外1筆で、譲渡人が〇〇市〇〇町△△△番地◎◎◎◎◎◎◎◎、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、売買で全体で※万円と伺っております。番号37番、〇〇〇〇〇△△△△-△外1筆、譲渡人が〇〇市〇〇△△△番地△、□□□□□さんと□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、売買で全体で※※万※千円と伺っています。続いて番号38番、〇〇〇〇〇〇〇△△△△外2筆あります。譲渡人が〇〇〇△△△番地△、□□□□□さん、譲受人が同じく〇〇〇△△△番地△、◇◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。続いて3ページの番号39番です。土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△外11筆あります。譲渡人が〇〇△△△△番地、□□□□□さん、譲受人が同番地の◇◇◇◇◇さん、贈与と伺っています。4ページに記載してありますのは、この□□□□□さんの案件ですので以上となります。

議長

はい、説明が終わりました。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思ひます。番号32番、34番、35番、37番について25番委員さん、よろしくお願ひします。

25番委員

はい、失礼します。午前中、10番委員さん、11番委員さん、事務局2人と25番、5人で現地の確認に行ってきました。

32番の〇〇の現地ですが、良い具合に管理がしてありましたので問題がないと思います。34番も〇〇のところなんですけども、これもきちんと管理がしてありまして問題がないと見て確認してまいりました。35番の〇〇に関しても、きちんと管理してありました。37番の〇〇も同じように良い具合に管理してありましたのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号33番と39番について、11番委員さん、よろしくお願いいたします。

11番委員 はい、11番です。午前中、見てまいりました。33番、〇〇のぶんですけども、これは集落からちょっと上のほうの谷川みたいなところなんですけども、これも良い具合に管理がされとって問題ないと思います。それから39番です。39番、これは12筆ということなんですけども、これは親子間の贈与ということで、殆ど芝畑で、親子間の贈与ですから問題ないと確認してまいりました。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号36番と38番について、10番委員さん、よろしくお願いいたします。

10番委員 10番です。午前中、25番委員、11番委員、事務局、僕とで現地を確認してきました。36番、これも農地として管理してありましたので問題ないと思います。38番の、この一番上の田んぼ、これは牧草が植えてありまして農地として管理してあります。その次の上の田んぼです。これは今日見てきましたところ、代かきがしてありました。問題ないです。その下の畑、これは自家用野菜が植えてありましたので問題ないという具合に見て帰りましたのでご報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、では失礼します。5ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号6番、土地の表示が〇〇〇〇△△-△、譲渡者が〇〇△△番地、■■■■
■さん、譲受者が〇〇県〇〇市〇〇〇町△△△番地〇-△△△、◆◆◆◆さん、
転用目的は一般住宅と伺っております。位置図などは次のページの6ページか

ら8ページにかけて掲載しております。

尚、この案件については、以前平成27年の7月10日の定例会で一度審議いただいております。その当時、一般住宅という転用目的で申請され、その後、県の方から7月末に許可が出ている案件で、今現在、工事の進捗状況が80パーセントくらいの案件です。当時、平成27年の当初の転用面積は499㎡ということで、ちょうど7ページにあります80-3という筆のほうで申請されてましたが、今回、転用土地面積を499㎡から107㎡増の、今回のこの80-4の筆を追加されて606㎡に、そして建物建築面積を当初は240.39㎡としておられましたが164.94㎡に減少されるなどの農地転用事業の計画変更の申請書が出てきております。今回の議案につきましては、追加で転用申請する80-4の番地、こちらについての議案になっております。通常の転用申請と同様に審議いただきまして、県に意見書を付して進達することになります。その後、県でも審査されて変更承認並びに追加部分の許可がされる流れになりますが、今回、変更に至られた経過なんです。建物の東側部分の水はけが悪くて建物の基盤が安定しないため、止むを得ず建物を西側にずらされたということです。整地時には許可の範囲を超えて整地されてしまっていたこととか、工事監督者を■■■さんのお父さんがしておられたということなんです。お父さんの勘違いだとか、後は形状や間取りも変更されたようなことを■■■さんご本人さんが知らない間に行っておられたようなこともありまして、今回、改めての申請ということになっております。また建物面積は、宅地面積は増えているんですけども、水はけの悪さを考慮されて減築されることになったと伺っております。譲受人の■■■■さんは今現在も〇〇市に住んでいらっしゃいますが、家族揃って移り住まれる予定で町内のご両親と同居される計画だと伺っております。また、農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の団地の区域内にある農地ということで、第1種農地に該当します。以上です。

議長 はい。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号6番について、25番委員さん、よろしくお願いします。

25番委員 はい、失礼します。25番です。午前中、5人の委員さんで確認に行きました。先程、事務局が説明しましたように、変更の部分の説明を聞きながら、前の庭のほうを見ましたが、一部分、水が溜まっている場所もありましたし、後ろに下がってこれだけの部分を宅地にとというのは別に問題ないと皆で確認して帰りました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。

(9番委員、3時21分着席)

26番委員 よろしいですか、26番。

議長 はい、どうぞ。

26番委員 前回、許可を受けた時に造成した範囲というのは、もう既にこの今回申請が出た土地についても造成をしてしまったと、それで建築に取りかかってしまっ

たということですか。そこらへんの経過をもうちょっと詳しく。で、何で今回変更するようになったのかということをもう少し詳しくお願いします。

事務局

はい。元々、田んぼでしたので、道路までだいたい50cm程度は高低差があった場所でございます。これに関しまして、まず造成をされて、泥が落ちてくのをしばらく待っていらっしゃったということのようです。ただ、いくら待っても中々、この図面でいきますと上側と言いますか、7ページの図面の上側がちょっと歪な形状になっておりますが、そこが用水路になっております。そういう関係もあって、その辺りからどうも水が湧いてくるということで、工事業者さん、大工さん等の判断で、ここ辺りには基礎等はちょっと難しいというようなことが当初あったようです。そういうところも含めて、先程も説明いたしました。申請人の〇〇市にいらっしゃる息子さんのお父さんが、だいたい現地で大工さん等との協議をされていたということもあったようで、その造成の面積もこの辺だろうということで最初に造成をされて、その時点で少し造成が当初の転用部分よりはみ出していたようです。更にそれから、基礎をですね、建物の基礎を少し深くしないといけないというところから、当初造成されていたものを相当深く掘り返して基礎をされたということがあったようで、造成後の掘り返して基礎を深くすることのために、その出てきた造成した泥をですね、そういうものも後ろに積んでおられたようです。そういうこともあって、はみ出してしまったというような説明は受けております。ですので、建築というか基礎にかかる時点で造成がはみ出してしまったというような状況だったようでございます。

26番委員 よろしいですか。

議長 はい。

26番委員 これが分かったのは、どういうことから分かったんですか。その境界をはみ出しておったというのは。本人はここまでだと思ってやっているんで、何かがないとそれは分からないわけですから。どういう経過でそれが分かったんですか。

事務局 はい。今、80パーセント程、完成しているという説明をいたしました。残りの20パーセントというのは主に内装部分ということになります。

26番委員 建物の中は関係ないですよ。

事務局 ええ。それでですね、基礎とかですね、外観が出来上がった場合に法務局に建物の保存登記をされたいという手続きが、ご本人さんの方でございますが、行政書士さん等が測量をされて、建物の位置を確認されたら転用の許可を受けた場所から基礎自体が少しはみ出してしまっているということが、その時点で初めて判明したということで、こういう場合どうしたら良いでしょうかというような相談が事務局にあったという経過でございます。

26番委員 いつ頃あったんですか。

事務局 ええとですね、3月の中旬くらいだったと思います。それが判明した段階で、すぐに県の方と協議をいたしまして、県の方針が決まるまでは工事はストップ

ということで、少し工事を止めさせていただいて、県の方で追認という形になりますけども、追加で認めるという形で許可を出そうという方針になりましたので、今回改めて追加で提案させていただいているという状況です。

26番委員 はい。

(17番委員、3時24分着席)

議長 はい。それ以外に何か。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

7番委員 7番ですけども、この後ろの方は石垣になっていますよね。これは今の時点で出来とるんですかね。

事務局 いや。ここはですね、構造物はされてません。

7番委員 泥のまんま。

事務局 はい。

議長 それ以外に何か。

7番委員 それと、私は農業委員という立場と、技術的には建築士なんですよ。今おっしゃったような内容は、ちょっと一般的には現実的には把握出来ない。常識的には外れとる内容だと思いますね。ちょっと泥が増えたけん、後ろに埋めて造成したとかですね。それから司法書士さん、行政書士さんとかに登記を依頼した時点ではみ出とったなんてやな話は、これはもう前代未聞の話でありまして。当然、我々が確認に現地調査で許可をもらうためにですね、現地調査で行った時は当然、赤杭が打ってあるわけですよ。その時点で打ってある杭が本当の杭なのか、あるいはそれに置き換えて動かしたのか。499㎡という、この際どいところからいうと悪意があるのかないのか。まあ、建てられても良いとは思いますが、その故意に499㎡で切って500㎡程度ですよというところの指導の中で、わざと切っというて本当はもうちょっと欲しいんだよと、その持主さんは多分奥さんの実家の持主かなんかですか。全然関係ない。はみ出とったなんて、他の地主さんが堪えるかどうか微妙に変な話なんで、何かちょっと不透明さが。反対ではありませんよ、反対ではありませんけども、はっきりしとかんと今後のためにですね、こげなんがありきということなら、平気でここで一偏やっというて、建ててしまったけん仕方がないけこまでですよ、という話ってのは変な話ですよ。

事務局 私達もですし、県の担当者もですが「こんなものはあまり見かけた事がない」と、そういうレベルの事案でございます。先程、分筆の杭の話がありましたが、私らがこの状況を知った時点で跳んで行った時点では、木杭だったようですが、でも造成のために飛んでおりました。もう造成して道路よりも高く盛ってありましたので、現地では何処かというのは中々判断し難い状態にはその時点では既になっておりました。

7番委員 なんかつと、農業委員会を馬鹿にしていますよね。

事務局 先程、悪意があったかどうかというようなお言葉がありましたが、そのあた

りは少なくともですね、〇〇にいらっしゃる息子さんですね、申請人さんは、こういう事態になって初めて自分もお知りになったというような状態だったということで、その本人さんをですね、西部総合の事務所の農地担当部所に呼び出しまして、私達も一緒に事情を聴取をしたり、厳しく色々な事を言わせていただいて、方針が決まるまで工事は中断しなさいということで、県のほうからもそういうご指導を受けて、ご本人さんも非常にびっくりされていらっしゃったというような状況でございました。

議長 はい。それ以外に何か。

26番委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

26番委員 この請負会社、建築会社ってどこの会社ですか。当初の建築請負会社、それと造成と。

事務局 建築会社というか大工さん、◎◎大工さんという方だったです。

26番委員 ◎◎大工さんが責任を持って造成をしたと。

事務局 造成はですね、自分のところの、おじいさんがお知り合いの工事屋さんに頼まれたと。◎◎大工さんではなかったようです。

議長 それ以外に何かございますか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きますして議案第3号、非農地証明願いについて、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい。では9ページをご覧下さい。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号5番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△△△-△△、申請人さんが〇〇町〇〇△△△番地△、●●●●さん。事由としましては20年以上前から宅地として利用しているというふうに伺っております。そして番号6番、土地の表示が〇〇〇〇△△△△-△、申請人さんが〇〇△△△△番地、●●●●さん。こちらも20年以上前から宅地として利用していらっしゃるというふうに伺っております。尚、次ページの10ページと11ページに位置図を付けております。

5番については、ちょうど〇〇エリアの9号線沿いの◎◎◎◎◎さんのすぐ隣の土地の所ですし、番号6番の〇〇さんの案件は〇〇さんの自宅のすぐ横の土地ということです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いします。

番号5番と6番について、11番委員さん、よろしくお願ひします。

11番委員 11番です。5番の件ですけれども、これはさっき事務局の説明にありましたように9号線の縁です。それで○○○○○さんの屋敷の隣ってやなことで、これは致し方ないかなと、もう農地に返してもどうしようもないし、家の側ですからどうしようもないかなと見て帰りました。それから●●さんの件についても、屋敷の中の一画で、これを農地に返すっていうのもどうしようもないと見て帰りましたが、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

議案第3号、非農地証明願ひについて、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい。では12ページをご覧下さい。

議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

今回こちらの議案につきましては、この12ページから29ページまで一覧表を付けております。また本日、その他の資料として別様で横なりのA4の議案第4号関係の非農地判断対象地集計表というのを付けておりますので、こちらを見ながら少しご説明をさせていただきたいと思ひます。

12ページから29ページまで合計で407筆、面積としましては423,149.6㎡でございます。そしてこの参考資料のほうなんですけど、一番左端のほうに各中山地区・名和地区・大山地区を表示してございまして、上のほうに地目の種類ごとに、田・畑・その他・合計というふうに付けてございまして、地区毎、地目毎の筆数だとか面積を読み上げさせていただきます。まず、田につきましては合計で72筆、面積としましては51,156.0㎡、畑につきましては279筆、面積が242,936.6㎡、その他の地目が56筆ありまして、面積が129,057.0㎡、合計が先程言いましたとおり407筆の423,149.6㎡ということに今回提案をさせていただきます。以上です。

議長 はい、説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただいても良いでしょうか。

(はい、との声あり)

関係の方がございますので、3番委員さんの関係の354、355、372、373、375を除いたものと、◎◎◎◎さんの関係ですが、128から136、139、144から148、295から302を除いたもので採決をいたしたいというふうに思います。

議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続きまして、◎◎◎◎さんの関係を先にさせて下さい。

(6番委員、退室)

それでは◎◎◎◎さんの関係の128番から136番、139番、144番から148番、295番から302番について採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(6番委員、入室)

次は3番委員さん、(議事参与の制限のため、退室を) お願いします。

(3番委員、退室)

はい。3番委員さんの関係のぶんが番号354番、355番、372番、373番、375番でございますので、その番号の関係で採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(3番委員、入室)

4番委員 すみません。議長、議長。

議長 はい。

4番委員 すみません。

議長 はい。

4番委員 ちょっと、賛成してからなんですけども、これは誰かが確認はされてるわけですか。

議長 んっ。

4番委員 これ全部今、非農地で再利用が出来ないということで、影響がないと見込まれるということで書いてありますけども、これは事務局か誰かが全部確認はされてるわけですか。

議長 はい、事務局。

事務局 経過を説明させていただきます。まず、この度挙げた407筆はそもそも27年の農地パトロール、利用状況調査の中で、3号、荒廃農地、赤判定と見て帰って来られた農地がベースになっております。その中から農振農用地区域は非農地判断等は差し控えるということになっておりますので、そういうものを除外をいたしまして、その後、去年の11月12月くらいだったと思いますが、農地部さんを中心に、この筆とそれ以外も含めてですが、再度現地確認をさせていただいております。その現地確認の結果、間違いなく非農地状態だということを把握をいたしまして、更にその中から、いきなり非農地通知を所有者に送るというのもどうかということで、去年もそういう形を取りましたが、一旦、所有者さんの方に「このままですと非農地ということになります。ご意見があればお申し出て下さい。」ということで、文書で通知と言うか照会をしております。その文書に回答があったものが、15、6件あったと思います。その中には、例えば「場所が間違っていないか」とかですね、「5年後、10年後に営農を再開する予定」だとか、あるいは「来年営農再開の予定だ」というようなご意見がございまして、そういう意見のものを先程の会務報告でありました4月の26日に6役会を開催をして、非農地に対しての意見があった土地について、非農地と認定するかどうか、今回の議案の中に入れ込むかどうかということについて審議をいただいて、その結果を反映させて今回407筆を議案として挙げさせていただいているという流れになっております。

4番委員 農地パトロールか何かでも確認はされてるわけですか、ここの土地は。

7番委員 皆でしたがん。

4番委員 ○○の所を見に行かずに、入れたかどうか。

事務局 ですので、最初27年の農地パトロール。

4番委員 27年は私もおりましたか。

事務局 いらっしやいました、はい。それが大元のベースになって、そこから外すべきものをどんどん外して行って、最終的にこの407筆が残ったということで、農地パトロールとそれから去年の暮頃と2回、農業委員さんの方で確認をいただいております。

議長 はい。以上で何か質問等はないですかね。

(沈黙)

はい。

議長 続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、それでは失礼します。次は30ページをお開き下さい。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の

規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

関係の方が5名おられます。400番の29番と435番の◎◎◎◎さんと、440番の9番さん、462番の10番さん、464番の8番さん、この5つについては除外をいたしまして、それ以外の番号について採決をいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続きまして、◎◎◎◎さんの方を先にお願ひします。

(6番委員、退室)

それでは番号435番の◎◎◎◎さんのぶんの採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

次は9番委員さん、(議事参与の制限のため、退室を) 願ひします。

(9番委員、退室)

それでは番号440番の9番委員さんの採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(9番委員、入室)

次は10番委員さんの採決をいたします。

(10番委員、退室)

続きまして462番の10番委員さんの件について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(10番委員、入室)

続きまして、8番委員さんの採決をいたします。(議事参与の制限のため、退

室を) よろしくお願ひします。

(8番委員、退室)

続きまして番号464番の8番委員さんの採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続いて400番の私の分ですが、議長を28番さんをお願いいたします。よろしくお願ひします。

(29番委員、退室)

(28番委員へ議長交代)

28番委員 そういたしますと議長が変わります。

議長 400番の29番さんの件につきまして、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数によりまして、400番の案件を終わりたいと思います。ありがとうございます。承認ありがとうございます。

交代いたします。ありがとうございました。

(29番委員、入室)

(29番委員へ議長交代)

議長 ありがとうございます。

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい。それでは55ページをご覧下さい。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細;詳細は議案に明記)以上です。

議長 はい、説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして、6番の報告事項に入らせていただきます。
(1)番の賃貸借の解約について、(2)番の農地法施行規則第32条第1項の届出について、は報告事項でございますので後程見て頂ければ結構かなと思います。よろしくお願ひします。
(3)番のその他ですが、事務局の方で何か。

事務局 ありません。

議長 皆さんの方で何かありますか。
(沈黙)

議長 ないようですので、7番のその他に入らせていただきます。
(1)番の定例会の日程について。6月の定例会でございますが、6月9日、金曜日、午後3時より、ここの大山町役場大山支所の会議室にて開催をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。
(2)番の農業委員、農地利用最適化推進委員の公募状況について、を事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【その他】
・農業委員、農地利用最適化推進委員の公募状況について。

議長 はい、ありがとうございました。農業委員、それから推進委員の公募についての状況の説明が終わりました。
それ以外に何か事務局の方で。

事務局 【その他】
・農業委員会活動のH28点検・評価とH29活動計画について。

議長 はい。今、事務局の方で農業委員会活動の平成28年の点検・評価と29年度の活動計画について、ということで、例年6役会で検討しとるということでございますので、例年どおり6役会で検討させていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

はい、ありがとうございました。

その他、もういいですか。

事務局 はい。

議長 皆さんの方で、その他何かございますでしょうか。

(なし、との声あり)

ないようですので、そういたしますと平成29年5月の大山町定例農業委員会を、これにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことをここに証するため、ここに署名する。

議長 中川 幸應

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 尾古 礼隆

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。